

中同斷

右之通、向後可相心得旨、申○正徳四年十四日、河内守殿井上松平石見守、伊勢伊勢守並道中奉人行被仰渡候。

〔享保集成絲綸錄二十二〕正徳六年申年四月○中略

海なき國と申傳へ候は

下野の國 甲斐の國

此道に、海道と申事のあるべき事にもなく候へば、

日光道中 甲州道中

右之通にて可然候

〔憲法部類乾〕東海道中山道日光道中奥州道中甲州道中往還並木植帳并道造等之義先達而道中奉行より相達候、
右五海道之外往還并脇往還共驛場有之道筋並大風折枯木根返り等之跡へ早速植繼○中村々無懈怠可致手入旨御料は御代官私領は領主地頭より可被申付候○中略

十二月

〔徳川禁令考五十二度〕享保元申年四月

五海道宿々江觸書

道中奉行江

道中筋におて、ごまのはい雲助など申もの有之、往來輕きもの之爲に、難儀之由風聞候處此度中島村おるて切殺され候者も、彼類之者之由候總じて此等之類ハ、宿々之者共見知らざる事にも有べからず候得共、其餘黨之爲ニ恨を報せられ候所を憚り候故ニ、其通りに仕差置候事と相